

景観条例の届出を 電子申請で受付開始します

令和8年8月31日（月）より景観条例に関する各種届出が、
パソコンやスマートフォンからオンラインで申請できます。

電子申請の対象となる手続き



事前協議申請書

確認申請等の60日前までに提出



届出書

確認申請等の30日前までに提出



変更届出書・状況報告書

変更に係る工事等の着手までに提出



完了・中止届出書

行為の完了後4日以内に提出

電子申請の流れ

① 申請フォームに入力

必要情報を入力、対象行為を選択

② 必要書類を添付

書類及び図面をアップロード

③ 申請完了

提出書類確認後、受付日及び番号を通知

④ 適合審査

窓口への来庁不要



来庁の手間がなく、
現場や事務所から
申請ができます。

24時間 いつでも申請可能



開庁時間を気にせず、
いつでも申請が
できます。

オンラインで 手続き完結



書面の印刷が不要。
オンラインで申請が
完結します。

提出状況の 確認が容易



申請後の処理状況を
オンラインで確認
できます。

電子申請はこちらから



PC・スマートフォンからアクセスできます。
詳細は墨田区公式ウェブサイトからご確認ください。

<https://logoform.jp/form/DnDq/1529137>



お問い合わせ

都市計画部 都市計画課 景観・まちづくり担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 区役所9階

☎ 03-5608-6266（直通） メール toshikeikaku@city.sumida.lg.jp

電子申請時の注意事項

注意事項（全般）

- 当電子申請は「LoGoフォーム」を利用しています。メールアドレス認証後、申請画面最初の「利用規約」及び「プライバシーポリシー」を必ずお読みください。
- 24時間365日申請が可能です。
書類上の申請日は、実際に申請を行う日としてください。
- 担当が届出を受理した後、受付日及び受付番号をメールで通知します。
必要書類が不足していた場合等は、書類が揃った時点を受付日とします。
- 受付完了時点では、手続きは完了していません。
受付処理完了後、審査を開始します。記入漏れや必要書類の不足等があった場合は、担当から連絡します。
フォーム上で記入する申請者様のご連絡先は、確実に連絡が取れるものを記入してください。
- 手続き完了までは、約3週間～1ヶ月程度を予定しています。
状況により期間は前後する場合があります。
- 進捗状況は、受付メール下部の申請状況照会URLよりご確認ください。
- 窓口での紙申請も可能ですが、併せて電子データをご提出ください。
- 手続き完了後に申請図書一式の送付や返却は行いませんので、
申請した電子データ一式はご自身で確実に保管してください。
メールで手続き完了を通知いたします。
上記については、紙申請の場合も同様です。

申請するデータについて

- 申請可能なデータ形式は、pdf、docx、jpg、png のいずれかです。
他の形式を入れると差し戻しとなりますのでご注意ください。
- 1ファイル10MBまでが上限です。
各項目でアップロードできるファイルは、1ファイルです。
複数に分かれている場合は、1ファイルに格納してアップロードしてください。
- 各データのセキュリティ設定（ユーザー制限等）により処理ができない場合は
差し戻しとなる場合がありますのでご注意ください。